

南河内広域まちづくり事業

1. 南河内広域まちづくり事業

大阪府からの大阪版地方分権推進制度により権限移譲された事務について、各市町村のまちづくり部門と連携を図りつつ、都市計画法に基づく開発行為の許可等の処分を行った。

(1) 都市計画法に基づく開発行為の許可

	都 市 計 画 法								
	事前相談	事前協議	29条 許可申請	35条の2 変更許可	完了届	37条 建築承認	60条証明	53条許可	開発登録簿 交付枚数
富田林市	40	16	19	0	17	0	6	3	57
河内長野市	14	5	6	3	11	2	3	1	30
大阪狭山市	22	13	16	10	20	0	4	3	39
太子町	2	1	1	1	2	0	0	0	0
河南町	1	0	0	0	0	0	0	0	9
千早赤阪村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	79	35	42	14	50	2	13	7	135

(2) 宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の許可等・採石法に基づく岩石採取計画の認可等

	宅地造成等規制法					採 石 法			
	事前相談	事前協議	8条申請	変更許可	完了前 建築承認	完了申請	認可申請	変更認可	立入検査
富田林市	15	6	4	3	0	5	0	0	0
河内長野市	2	1	1	1	0	3	0	0	1
大阪狭山市	3	2	1	1	0	3	0	0	0
太子町	1	0	0	0	0	0	0	0	1
河南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	21	9	6	5	0	11	0	0	2